

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
転職・再就職等支援業務委託	R4. 4. 1	株式会社学情	21, 041, 974	本業務は、当該事業者が有している求職者と求人企業の情報を活用しながら、新規の求職者・求人企業の開拓を進めていくことを目的としたものであり、令和元年度より当該事業者が受託している。より早期に多くの求職者を企業へ結びつけるためには、当該事業者の有する情報やノウハウが必要であり、同事業者以外に本業務を確実に遂行できる事業者はいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
移動販売車のHP運用業務	R4. 4. 1	株式会社JR西日本コミュニケーションズ	7, 000, 000	現在運用中のホームページ及びスケジュール管理システムは、当該事業者が保有するパッケージシステムをカスタマイズしたものであり、同事業者以外にHPの設計や管理を行うことはできない。本業務を遅滞なく進めるためには、当該事業者を委託先として選定することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
食のスタートアップ支援事業	R4. 4. 1	公益財団法人神戸市産業振興財団	1, 892, 000	本業務は、市内での出店時に発生する経営課題や今後の事業展開に関して、継続的で寄り添った支援を目的としたものであり、経営・人材育成・財務・販路拡大などの様々な相談に対して、ワンストップで対応する体制を整えることが必要である。このことから、その体制をすでに構築し、市の施策目的や起業を目指す市内事業者が置かれている状況を十分に理解しており、必要な知識やノウハウを十分に有する当該事業者を委託先として選定することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
就職・転職求人掲載サイト等の 運営業務委託	R4. 4. 1	株式会社学情	13,999,832	本業務は、当該事業者が運用している求人掲載サイトとそれに登録している求人企業の情報を継続して活用しながら、新規の求人企業の開拓もあわせて進めていくことで、コロナ禍においても切れ目のない雇用対策の実施が可能となることから、令和4年度も同社が継続して実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
「ひょうご・しごと情報広場」 における就労支援等業務委託	R4. 4. 1	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	7,743,990	就労支援業務については、県市が一体的かつ効率的に業務を実施する必要があることから、「ひょうご・しごと情報広場」の運営を受託する一般財団法人 兵庫県雇用開発協会へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
イノベーション創出プログラム 「プロジェクト・エングロー プ」 フォローアップ業務	R4. 4. 1	株式会社リ・パブリック	4,983,000	本業務は、参加企業に対して、新規事業構想を策定するためのプログラムを実施するものである。令和4年度の業務は、令和3年度の参加企業に対して、引き続き事業化に向けたフォローアップを行っていくものであり、事業化に向けた迅速かつ適切な支援を必要とする。このことから令和4年度も同社が継続して実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中小企業奨学金返済支援制度の実施業務	R4. 4. 1	一般社団法人兵庫県雇用開発協会	14, 100, 000	本業務は、県市協調で実施する現行の「兵庫県奨学金返済支援制度」を強化するものであり、現行の支援制度と一体的に実施することが効率的であることから、現行の支援制度の事務事業を実施している兵庫県雇用開発協会に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
首都圏からのU I J ターンイベント運営業務委託	R4. 4. 1	株式会社学情	5, 164, 500	本業務は令和3年度より実施しており、公募型プロポーザル方式によって株式会社学情が受託している。当初、令和4年1月にイベント開催を予定していたが、まん延防止等重点措置の適用に伴い令和4年3月に延期した。更に同措置の延長に伴い3月の開催も中止となり、令和3年度中の開催が不可能となった。 令和3年3月に参加を予定していた企業は約30社、事前予約者も約60名おり、これらの企業・予約者に引き続き参加いただくためには、令和4年度の早い段階で開催することが望ましい。また、既に同社は令和3年度中にイベント告知用のサイト・広報物の制作及び広報等も実施しており、令和4年度の開催にあたってもこれらを継続して活用することが合理的であり、迅速な事業執行が可能であることから、令和4年度も同社が継続して実施することが最適かつ最も合理的である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課
航空機産業のサプライチェーン構築及び水素産業への参入支援に関する業務	R4. 4. 1	公益財団法人 神戸市産業振興財団	16, 339, 000	本業務では、国・公的機関からの情報収集、市内中小企業が取り組むべき方向性の共有、市内中小企業の強みや経営資源の把握、大手企業のニーズ調査等を想定しており、当該事業者は中立的な立場で国・公的機関・企業との信頼関係を構築でき、かつ実効性を担保できる専門的な知見や中小企業支援のノウハウを持った人材による業務態勢が構築できる唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中小企業DXお助け隊事業 業務	R4. 4. 1	日本コンベンションサービス株式会社	23,000,000	本業務は、中小セミナー・研修会の開催、相談窓口の設置、それに伴うホームページの開設、DXガイドラインの更新、事例報告会など幅広い業務を行うための、高い専門的な知識・技術とDXアドバイザーとしての支援経験と実績が不可欠である。 また本業務は、令和3年度より実施している企業への伴走型支援を継続するものであり、DX化を進めている事業者の目線で考えた場合、アドバイザーによる継続的な支援が必要がある。以上のことから、令和3年度に支援を進めてきたDXアドバイザーや運営事務局を持つ当該事業者が、確実に業務遂行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
IoT・AI・ロボット導入支援事業 業務	R4. 4. 1	公益財団法人 新産業創造研究機構	16,000,000	本業務は、地元中小製造業の人手不足や生産性向上等の課題解消に向け、相談窓口の開設、専門家派遣による企業・現場ごとの課題抽出や導入方法の検討、製品紹介等の伴走型支援を行うもので、高度な専門的知見が要求される。 当該事業者は、神戸地域の新産業の創造と既存産業の発展を目指して、産学官連携による新技術・新製品の研究開発、中小企業等に対する技術支援に取り組んでおり、本業務に必要な中小企業支援のノウハウや市内中小企業に関する技術課題等の情報などを有しており、本業務を確実に履行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課
医療健康福祉ビジネス参入支援 マッチングコーディネータ業務	R4. 4. 1	公益財団法人 新産業創造研究機構	4,500,000	本業務は、新規参入が難しい医療分野に対して、地元中小企業の参入支援を行うものであり、医療分野における専門的知見だけでなく、大手企業とのネットワーク、更に地元中小企業と大手企業、それぞれのニーズ・シーズを把握した上で、的確にマッチングを行う必要があり、高度な専門性が求められる。 当該事業者は、産学官連携による新技術・新製品の研究開発と中小企業等への技術支援に取り組んでおり、県下唯一の技術移転機関として、大手企業出身の経験豊富な技術系OB等を中心に登録しているアドバイザーや、大学機関や大手企業等多岐にわたるネットワークにより、幅広い分野における支援体制を整えており、当事業者が本業務を確実に履行が見込める唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	工業課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
商店街・市場応援隊派遣事業	R4. 4. 1	神戸市商店街連合会、神戸市小売市場連合会	23, 837, 000	本業務は、相談体制・人的サポートの拡充による商店街・小売市場の機能強化を目的としているため、本業務の遂行をするにあたり、商店街・小売市場の状況を熟知し、商店街・小売市場の加盟団体への連絡、調整、指導の中核機関としての機能を果たしている両連合会に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	商業流通課
令和4年度商店街・小売市場お買物券事業	R4. 4. 1	こうべ商店街・小売市場お買物券発行委員会	299, 200, 000	お買物券の利用は商店街・小売市場を対象とするものである。「こうべ商店街・小売市場お買物券発行委員会」は、市内の半数を超える団体で構成される神戸市商店街連合会と神戸市小売市場連合会が事務局となり設立された団体で、お買物券の販売店・参加店の取りまとめや換金業務において各団体の状況を熟知し、また、同事務局は令和3年に実施した同様の商品券事業での実績もあるため、委託先として選定することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	商業流通課
六甲山ビジネス拠点推進事業業務委託	R4. 4. 1	六甲山スマートシティ運営共同事業体	13, 200, 000	本業務は、六甲山上に、国内外の企業やクリエイター等を誘致し、働く場としての六甲山をプロモーションすることを目的とするものである。当該事業者は、ビジネス交流拠点「共創ラボ・ROKKONOMAD」を山上に開設し、かつ当該業務に必要な知識・コーディネート能力を有しており、同事業者以外に本業務を確実に遂行できる事業者はいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
市有泉源の維持管理業務	R4. 4. 1	株式会社有馬温泉企業	26,136,000	本業務は、泉源の管理に関する特殊な技術と経験が必要である。当該事業者は、地元と連携した有馬全体の泉源管理に精通しているほか、自社泉源の維持管理を通じて得た高度な知識と技術を有しており、緊急時にも迅速な対応が可能な唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
六甲摩耶ポータルサイト保守・管理・コンテンツ追加業務委託	R4. 4. 1	株式会社Kaya Group	1,364,000	当該事業者は、令和元年度に実施した公募型プロポーザルにて、当該ポータルサイトの構築・運用業務を受託し、サイトの作成者として、これまでも保守・管理・コンテンツ追加等を適切に遂行してきた。本業務の遂行にあたっては、サイトの詳細な構造等を理解している必要があることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
令和4年度神戸市内公衆無線LANサービス整備運用業務	R4. 4. 1	株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス	7,400,000	当該事業者は、本市の求めるサービス・運営体制を構築するうえで必要な専門知識や技能及びインフラを有している。また、本業務は既存の情報システムと密接不可分な関係にあることから、同事業者へ委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
消費生活相談等業務委託契約	R4. 4. 1	一般社団法人神戸市婦人団体協議会	53, 049, 715	当該事業者は、「消費生活相談員」の資格等、消費生活に関する専門的知識を有する人材を多数有しており、円滑に相談業務を行う体制を持つ市内で唯一の団体である。 また、市内全域に「くらしのパートナー」を配置し、地域で発生している消費者問題の掘り起こしや、消費生活センターへの橋渡しを継続的に行っていることから、委託先として選定することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	消費生活センター
特定計量器定期検査業務等	R4. 4. 1	一般社団法人神戸市計量士会	27, 899, 517	計量法第20条第1項において、計量法第19条第1項に基づく特定計量器の定期検査業務を行うことができるのは、都道府県知事又は特定市町村の長、もしくは、都道府県知事又は特定市町村の長の指定する者である指定定期検査機関と規定されている。このため、神戸市指定定期検査機関である一般社団法人神戸市計量士会以外に本業務を遂行できる団体がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	消費生活センター
令和4年度 田井地区他3地区 (機能強化) 農業集落排水事業 他業務委託	R4. 4. 1	一般財団法人神戸住まいまちづくり公社	382, 419, 500	当該事業者は、土木・建築・機械・電気の技術職員を有し、本市農業集落排水の建設事業および指定管理を受託した実績を持っている。また、監督や検査に関する規定、個人情報保護規定を定めるなど、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備され、発注関係業務を公正に行うことができる。上記の条件を満たす団体は他に無く、本業務を遂行することができる唯一の団体である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
令和4年度「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」推進の加速化総合運営業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	59,210,000	当該事業者は、これまでに「里山・農村活性化」に資する事業を実施し、その分野に精通している。本業務は、多岐に渡る里山・農村活性化事業を総合的に運営する事務局を設置することを目的とするものであり、当該事業者がすでに実施している事業との横断的連携が必要であることから、当該事業者以外に業務を遂行できる事業者がない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
令和4年度神戸市林地台帳整備業務	R4. 4. 1	株式会社パスコ	29,986,000	本業務は、各種GISデータを共有・連携しながら台帳を整備するものである。整備では、当該事業者が構築する「庁内共用型GISシステム」への移行・統合を進める必要があることから、当該事業者が業務を委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)	農政計画課
令和4年度ため池諸元調査業務	R4. 4. 1	兵庫県土地改良事業団体連合会	12,567,500	本業務は、十分な管理が行き届いていないため池を対象として、ため池管理者に対して、ため池の適正管理に関する助言等を適切に行うものであることから、ため池の構造、管理手法のみならず、各地域における営農の実態などに関する豊富な知見が必要となり、委託先はこれら専門性の高い分野において十分な知見を有する事業者は、当該事業者以外にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
垂水漁港車両整理場維持管理運営業務	R4. 4. 1	神戸市漁業協同組合	16,275,300	垂水漁港車両整理場は、漁業関係者及び一般車両の車両整理場として管理運営されており、一体的に漁業活動に支障が出ないように調整することができるのは、当該事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸市西部域漁港管理運営業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	84,610,000	漁港施設の管理には、漁業者や市漁協との密接な連携が必要なほか、漁業権や漁港法、漁船に関する知識が必要である。また地元住民との連携が不可欠であり、近隣住民とのトラブル及び環境問題等への対応や渋滞対策について、地域の状況を十分に把握し適切に対応できる必要があることから、当該事業者に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
神戸市立栽培漁業センター管理運営業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	61,927,000	栽培漁業は、兵庫県漁業基本計画に基づき、遺伝的多様性のリスクや疫病対策等の観点から公的機関が連携して実施している。本業務を履行できるのは、技術と知識を有し、開設当初から管理を行い、漁業者との信頼関係を構築している当該事業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
須磨海づり公園利活用に係るサウンディング型市場調査等支援業務	R4. 4. 1	株式会社ユーデーコンサルタンツ	1,980,000	本業務は、事業者の事業参入意向調査と合わせて、公募の前提条件となる施設の活用方針を調査するものである。当該事業者は、令和2年度に「須磨海づり公園民間事業者による利活用方針検討業務」を受託し、事業者へのサウンディングを実施した実績がある。合わせて、本業務に必要な特殊な鋼構造物施設の構造や土地条件に関する高度な専門的知識を有しており、本業務を完遂できるのは、当該事業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
須磨海づり公園対策調査設計業務	R4. 4. 1	株式会社ドラムエンジニアリング神戸事務所	28,281,000	本業務は、神戸市立須磨海づり公園の第2釣台及び第1釣台の南側部分等の撤去工事の実施に向けた調査・設計を行う業務である。本業務の遂行には、海上施設、鋼構造物等に関する高い技術力、漁業への影響に関する豊富な知識が求められ、加えて当該施設の状況や周辺海域の実態に関して十分な知見を有している必要があり、これらの知識・能力を総合的に取り扱うことができる事業者は当該事業者以外にいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
農業公園の管理運営業務及び農業振興業務	R4. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	68,966,000	果樹の栽培指導をはじめとする農業振興事業には専門的技能が必要であり、当該事業者は、設立以来市内の園芸生産物の生産振興などに携わっていることから、果樹についての専門知識と栽培指導に必要な長年の経験の蓄積、ネットワークの構築があり、技術指導と合わせて地産地消を進めることのできる団体はほかにないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
旧農業公園の再整備に係る民間事業者サウンディング調査業務	R4. 4. 1	株式会社日本総合研究所大阪本社	1,980,000	本業務は、農業公園の再整備について、令和3年度に実施した事業者への参入意向ヒアリングの結果を踏まえて、再度条件整理を行ったうえで、改めて参入意向をもつ事業者へヒアリングを行うものである。このことから、本業務は、令和3年度業務と密接不可分の関係であることから、当該事業者以外に実施できる事業者はいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」管理運営業務に係る委託	R4. 4. 1	一般財団法人神戸農政公社	262,674,000	本業務には、バイテク事業や果樹栽培、園地管理など事業に必要な技術的なノウハウを所有している必要があり、また果樹園や植栽をはじめ温室等、農業振興に関連した施設とあわせ付属するインフラ設備や建物についても一体的に管理することが効率的であることから、当該事業者に委託するのが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅「神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢」情報発信・休憩施設管理運営業務に係る委託	R4. 4. 1	株式会社北神地域振興	7,754,000	当該事業者は、農産物直売所、物販・飲食スペース、情報発信機能を備えた施設「FARM CIRCUS」を整備した事業者であり、当該施設を一体的に管理することが効率的であることから、当該事業者に委託するのが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸の花による街の彩ガーデン 等設営管理業務	R4. 4. 1	神戸市花き協会	10,700,000	神戸市花き協会は、神戸市の全ての花卉生産者が加入する組織であり、神戸産の花の流通・価格面から年間を通じて臨機応変に供給できる唯一の団体である。また、展示の設営計画を立て、それに基づき花の計画生産を行うとともに、その生育状況を勘案し業務遂行できる能力を有しており、当該事業者が委託先として最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
農家台帳システム保守等業務委託	R4. 4. 1	株式会社 両備システムズ	1,386,000	本システムは当所属における農地関係事務に不可欠のデータベースであるが、システム開発者以外の事業者では、障害発生時の復旧対応等、システムの一部変更のためのプログラム変更等に適切かつ確実に対応できないことから、安定的な運用のため、当該システムの開発者と契約を行う。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農業委員会事務局
神戸市中央卸売市場本場施設管理業務	R4. 4. 1	日本管財株式会社兵庫本部	14,125,650	当該事業者は、本場のPFI事業者として関連棟・加工物流棟の施設管理業務を実施し、監視設備や職員の常駐など業務体制を備えている。本業務は、PFI事業以外の既存施設の同種・同類の法定・定期点検等業務、設備遠隔監視等業務(緊急対応含)、修繕等対応業務であることから、すでに受託している業務と一体的に実施することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	本場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
産業廃棄物、動物固形不要物の 収集運搬・処分について	R4. 4. 1	徳島化成事業協業組合	17, 248, 000	西部市場より継続的かつ大量に発生する、動物系固形不要物（牛の特定部位・豚毛・内臓廃棄物）を焼却処分できる能力を保有している事業所、また、収集運搬から処分まで一括して行うことができる事業所は、収集運搬に係る経済的合理性を考慮した近畿圏内において当該業者しかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
産業廃棄物、汚泥の収集運搬・ 堆肥化処分について	R4. 4. 1	近畿環境サービス株式会社	9, 979, 200	西日本（九州を除く）において、農林水産大臣による「牛脊柱が混合しない肥料の製造工程」の確認を受けた堆肥化事業所のうち、西部市場及び併設の食肉センターにて大量に発生する汚泥の収集・運搬から適正処分までを一括して請け負う能力を保有し、兵庫県内における産業廃棄物収集運搬の許可を取得している唯一の業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
西部市場食肉センター運営業務 委託について	R4. 4. 1	神戸中央畜産荷受株式会社	34, 671, 450	委託業務の内容が、と畜解体処理と密接に関係しており、と畜解体処理を実施している西部市場唯一の卸売業者である当該業者が一体となって実施することが不可欠である。と畜場法に基づく作業衛生責任者に当該業者の下請け業者職員があたっており、本業務の責任所在の明確化が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
西部市場食肉センター施設管理 委託について	R4. 4. 1	花木工業株式会社	45,741,300	と畜から枝肉搬送までの処理工程からなる一環した設備であり、一般的に周知されていない特殊なシステムである。当該設備には予備が無く、故障発生時の設備稼働停止が生産者・解体処理業者等の各方面へ多大な影響を及ぼす可能性があり、故障発生を予防する保全の確保が必要。食肉の安全を確保する必要性から、衛生管理が重要であり管理業務に衛生管理の知識が必要である。以上の事から当該業者しか業務ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西部市場
東部市場使用料等収納事務委託 (水産)	R4. 4. 1	神戸市東部水産物卸協同組合	1,081,080	神戸東部水産物卸売協同組合は、東部市場全ての水産物部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場
東部市場使用料等収納事務委託 (青果)	R4. 4. 1	神戸東部青果卸協同組合	2,773,980	神戸東部青果卸売協同組合は、東部市場全ての青果部の仲卸業者で組織する組合であり、施設使用料等を確実に徴収するためには、当該組合に委託することが合理的かつ最適であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	東部市場

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市中央卸売市場本場再整備 事業推進検討業務	R4. 4. 25	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式 会社	2, 497, 000	当該事業者は、平成27年度から中央卸売市場本場の再整備検討に係る業務を実施し、本場再整備基本計画の策定及び再整備事業推進業務に携わるなど、本場に関する内部環境・外部環境について知見を有している。また、再整備の検討に係るヒアリングを実施するなど、市場関係者と良好な関係を築いている。本場再整備基本計画に基づく施設整備の推進については、引き続き市場関係者のヒアリングや施設計画の検討を実施するなど、これまでの業務に引き続き実施する一体の業務であり、上記委託先は、これまでの業務で集積した知見を有効かつ効率的に活用できる事業者は当該事業者以外にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	本場
道の駅「神戸フルーツ・フラ ワーパーク大沢」興行場外壁等 改修工事	R4. 5. 2	一般財団法人神戸住環境整備公社	26, 152, 000	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課
道の駅「神戸フルーツ・フラ ワーパーク大沢」受変電設備汎 用高圧機器更新工事	R4. 5. 24	一般財団法人神戸住環境整備公社	104, 607, 910	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	農水産課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運用業務	R4. 6. 15	株式会社リクルート	1,980,000	当該業務は、令和3年度に株式会社リクルートに委託して構築された飲食店向け多言語メニュー作成支援ウェブサイトの公開後、引き続きウェブサイトの保守管理・運用を委託するものであり、セキュリティの維持、サーバーの管理、サイトページの更新、不具合発生時の対応等について、当該ウェブサイトを構築した業者と同一業者でなければ実施が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
六甲山牧場内給水管工事にかかる設計工事監理業務委託	R4. 6. 27	一般財団法人 神戸市水道サービス公社	19,724,100	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	農水産課
神戸国際展示場1号館エレベータ、2号館エスカレータ更新工事事業委託	R4. 7. 4	一般財団法人 神戸住環境整備公社	9,030,890	公共工事の発注事務は、一般的に積算・入札・工事監理・各種検査となるが、公共工事に関する法令、積算基準、設計監理等の専門的な知識と経験を有し、私企業と利害関係がなく公平性・中立性を確保するとともに、守秘義務を果たすことができる市の外郭団体であり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第21条に規定される条件を備えているため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	観光企画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
奥の谷下池放流施設整備業務	R4. 7. 4	兵庫県土地改良事業団体連合会	29,958,500	本業務は、ため池の調査計画から設計、工事発注・工事監督、地元・兵庫県との調整までを一体的に行う業務であり、農業土木の専門的技術力や地元農家等への指導助言、工事発注・監督の経験を要する必要がある、委託先はこれら専門性の高い分野において十分な技術を有する唯一の事業者である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	農政計画課
野生動物管理に関する人材育成のためのWebプログラム並びに現場実践研修プログラムの実施	R4. 8. 19	兵庫県立大学自然環境科学研究所森林動物系	1,573,000	委託先の兵庫県立大学は兵庫県森林動物研究センターと連携し、野生動物の保全と管理の調査研究や普及啓発、野生動物管理の担い手育成を行っており、人材育成プログラムと現場教育を実施できる高度な知識と体制、業界内における豊富なネットワークを有しており、適切な研修場所を選定し円滑に現場教育を行うことができることから、プログラム受講予定者を指導できるのは本委託先以外にはない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課
藍那周辺におけるニホンジカの低密度下における捕獲方法の検討	R4. 8. 19	兵庫県立大学自然環境科学研究所森林動物系	1,664,520	本業務の実施地域におけるこれまでのニホンジカの生態や生息状況を把握し、誘引や捕獲に係る幅広い専門知識、技術、実績を有し、捕獲方法の検討を実施できるのは本委託先以外にはないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農政計画課

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
六甲摩耶ポータルサイト多言語 化業務委託	R4. 9. 1	株式会社Kaya Group	4, 183, 300	当該事業者は当該ポータルサイトの構築・運用業務の受託事業者であり、サイトの作成業者として、保守・管理・コンテンツ追加等を適切に遂行してきている。 本業務の遂行にあたっては、支障なく業務を進めるためにはサイトの詳細な構造等を理解している必要があることから、同社へ委託することが最適であると考える。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	観光企画課
ファッション産業発信事業	R4. 9. 1	株式会社毎日放送	6, 015, 000	本業務は、「神戸コレクション」の知名度・集客力をもって、ファッション産業の認知度向上を図ることが目的であり、当該事業者は、本業務の企画に必要な知識、ノウハウ、経験、ネットワーク、さらに、様々な媒体を駆使した高い情報発信力を有しており、効率的で効果的なPRを実現することができることから、当該事業者に委託することが最適である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	ファッション産業課
ひとり親家庭・緊急就職転職支援業務 (求人開拓・求人情報の活用等)	R4. 9. 1	株式会社Compass	5, 997, 200	本業務は、厳しい雇用情勢の下、主に求人開拓面で、こども家庭局所管事業「神戸市ひとり親家庭就職・転職サービス」を強化し、不安定な就業形態に不安を抱えるひとり親世帯の就職・転職を緊急的に支援しようとするものである。候補者は、同サービスの受託事業者であり、就業相談、職業紹介相談・マ本業務は、求人開拓とあわせて上記追加ヒアリングを合わせて委託しようとするものであり、これらを切り離すことは事業執行上、非効率であることから、当該事業者に委託することが最適である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	経済政策課 (雇用・労働)

委託契約における特命随意契約の結果について
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
神戸市産堆肥購入支援業務委託	R4. 9. 6	一般財団法人神戸農政公社	20,000,000	当該事業者は、昭和54年から市内の畜産振興などに携わっていることから、堆肥を生産する畜産農家及び堆肥を利用する耕種農家の実情を理解しており、また、JAとの連携もスムーズであることから、本業務を遂行する上では、当該事業者への委託が必要であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	西農業振興センター
ポップアップ神戸イベント企画 運営業務	R4. 9. 30	Youi LLC	4,987,000	当該事業者はプロスパーポートランド (ポートランド市振興局) に所属し、MOUの締結にも関わっており、ポートランド現地において、神戸とポートランド間の連絡調整を円滑に行うためには、当該事業者への委託が必要であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	農水産課